

原著

性犯罪神話の受容に対する性犯罪に関する知識と 両面価値的性差別主義の影響

國司田菜々*¹ 福岡欣治*²

要 約

性犯罪の被害者は、犯罪被害それ自体だけでなく、しばしば二次的な被害にも苦しむことになる。その背景には、性犯罪被害に対する誤った固定観念としての性犯罪神話の受容や、それらをもたらす性犯罪に関する知識の不足、性差別的な社会的態度があると考えられる。本研究では、大学生119名を有効回答とする質問紙調査（配付時 N=163）により、性犯罪神話の受容に対する性犯罪に関する知識および両面価値的性差別主義の影響を検討した。重回帰分析により見出された有意な関係性として、性犯罪に関する知識の全体および種類別の「心身に与える影響」の正答数が多いほど、性犯罪神話の「被強姦願望」を受容しない傾向が認められた。また、両面価値的性差別主義における「敵意的」「好意的」それぞれの得点が低いほど性犯罪神話の全体および「暴力的性の容認」や「女性の性的欲求に関する誤認」を受容しない傾向があり、また「敵意的」性差別主義の得点が低いほど、性犯罪神話の「被強姦願望」や「女性のスキ」を受容しない傾向があった。これらの結果より、性犯罪に関する正しい知識を獲得することで、また性差別主義的な態度を変容させることで、誤った固定観念としての性犯罪神話の受容を抑制することができる可能性がある。ただし、本研究には対象者が医療福祉系大学における心理学関連科目の受講者であることや性犯罪に関する知識を問うための項目を独自に作成したことなどの限界があり、今後の検討が必要である。

1. 緒言

性犯罪は大きな社会的問題の1つとして議論されている。2017年6月の刑法改正（平成29年法律第72号）では、性犯罪の非親告罪化や性中立化などの大きな改善がなされた¹⁾。日本の刑法における性犯罪規定は国際人権基準に照らして批判を受けてきた経緯があり、長年にわたり人権条約体から勧告されてきた点を国内立法のレベルで実現したものとされている²⁾。しかし、心理学的な観点からも、性犯罪やその被害者に対しては、今なお以下に述べるような看過できない問題がある。

1.1 性犯罪被害者の受ける二次被害

性犯罪被害者は、直接的な被害である一次被害だけでなく、被害の後に周囲の様々な人の言動によってさらに傷つけられるという二次被害を受けることがある。警察庁の第4次犯罪被害者等基本計画に掲

げられている5つの重点課題の1つは「精神的・身体的被害の回復・防止への取組」であり³⁾、二次被害の問題が指摘されているといえる。

性犯罪を含む犯罪被害者の受ける二次被害については、従来から様々な論考がある。たとえば市村⁴⁾は、事件後に警察や周囲の人々の言動や態度、あるいは報道によって精神的、社会的にダメージを受けることなどが該当するとしている。大岡ら⁵⁾は、当初“二次被害”はレイプなど性暴力被害を受けた女性被害者が自らの被害について話す状況に追い込まれることへの苦痛に対して使われていたと述べている。加納⁶⁾は、様々な暴力被害の問題に対応するためのフォレンジック看護について述べ、二次被害が生じないように被害者の視点を尊重することを重要視している。

性犯罪被害者は、被害者であるにも関わらず相談

*1 川崎医療福祉大学 医療福祉学研究所 臨床心理学専攻（2022年4月以降の所属：株式会社 LITALICO）

*2 川崎医療福祉大学 医療福祉学部 臨床心理学科

（連絡先）福岡欣治 〒701-0193 倉敷市松島288 川崎医療福祉大学

E-mail: fukuoka@mw.kawasaki-m.ac.jp

しづらい現状がある。「男女間における暴力に関する調査（令和2年度）」⁷⁾によれば、無理やりに性交等された被害経験のあった人で被害を相談しなかった人は男女合わせて59.9%を占め、その理由として「恥ずかしくてだれにも言えなかったから」が同じく43.5%と最も多かった。性犯罪被害者は、他の被害と比べても事件以外の部分で傷つく体験が多いと考えられる。

1.2 性犯罪神話—性犯罪被害に対する誤った固定観念

性犯罪被害者に対して二次被害を引き起こす言動の背景には、性暴力やその被害者に対する誤った固定観念があると考えられる。このような固定観念は、先行研究において「レイプ神話」「強姦神話」「性犯罪神話」等と呼ばれている^{†1)}。「性犯罪神話」はそれ自体では心理学的概念とは言い難いが、例えば湯川と泊⁸⁾は、痴漢などを含めたより広い性犯罪を視野に入れる必要性を指摘し、女性の性行動や性的欲求に対する誤った認識、およびレイプや痴漢などの性犯罪を合理化する信念や態度を測定するための「性犯罪神話尺度」を作成している。そして、大学生を対象とした調査によって、下位尺度のうち特に「暴力的性の容認」と「女性の性的欲求に関する誤認」が性犯罪行為の可能性へと結びついていたことを報告している。稲本とクスマノ⁹⁾は犯罪被害者に対する偏見の代表として、性暴力被害者に対する誤った固定観念をあらわす「強姦神話」があるとしている。小俣¹⁰⁾は性犯罪被害に遭った人々に対する理解の仕方やそれを規定する要因を明らかにするための研究を「強姦（性犯罪）神話研究」と称している。

先行研究の知見によれば、性犯罪神話を受容する人は、目前にいる被害者の苦痛を現実として受け止めることができない¹⁰⁾。また、暴力的性に対する女性の願望を認めやすい態度が、性犯罪被害者や心理的被害の過小評価につながる¹¹⁾。伝統的性役割観が強いあるいは暴力的性行為への女性の願望を受容する第三者ほど、被害者は「もっと抵抗できた」と考える¹²⁾。そして、性犯罪神話を受容しやすいの方が、被害者に対して非難する傾向にある¹³⁾。

重要なこととして、犯罪被害に対する誤った固定観念は、一部の人だけが持っている特殊なものではない。たとえば稲本とクスマノ⁹⁾は、強姦神話のような根拠のない俗説が社会通念としてまかり通っていると述べている。そして、それが多くの人々の判断に強力な影響を与え続けていると述べている。また、大淵ら¹⁴⁾は、極端なレイプ神話だけでなく、質問項目の表現を穏やかにすることでより多くの被験者が肯定的な回答をすることから、レイプ神話に親和的

な態度はかなり多くの人々に見いだされると推測できるとしている。

1.3 性犯罪に関する知識

性犯罪神話を受容してしまう背景には、性犯罪に関する知識の不足が1つの理由として考えられる。両者の関係について直接の先行研究はないが、吉川¹⁵⁾は性犯罪被害者を守る環境作りのため被害者理解の重要性を指摘している。吉田¹⁶⁾は被害者の実情を司法関係者がほとんど知らないことを問題視しており、司法関係者の持つ「性暴力観」がたとえ誤ったものであっても社会の多くの人々に影響を与えることを指摘している。また、田中¹⁷⁾は裁判官などの判断を行う者がジェンダー・バイアスにとらわれることがないように、性犯罪被害者の実態に関する最新の知識を常に取り入れる必要があるとしている。齋藤と岡本¹⁸⁾は性犯罪・性暴力被害者支援に5年以上携わっている相談員を対象としたインタビュー調査において、「社会の理解の不足や偏見」のサブカテゴリ内に「知識・制度が普及していない」というカテゴリが含まれることを述べている。

なお、性犯罪に限らず、他の領域においても知識と偏見の関連性は指摘されている。HIV（human immunodeficiency virus：ヒト免疫不全ウイルス）感染経路に関する知識が少ないほどHIV感染／AIDS（acquired immunodeficiency syndrome：後天性免疫不全症候群）に関する偏見が強い¹⁹⁾。ASD（autism spectrum disorder：自閉スペクトラム症）の特性を示す登場人物を描写したビネットを用いた研究では、登場人物の診断名（ASD等）が提示されている場合、ASDに関する知識が少ないほどその人物との社会的距離が遠く偏見が強い²⁰⁾。セクシュアルマイノリティに対しての理解がある学生や学びたいという学生は同性愛に対する偏見が低い²¹⁾。

1.4 両面価値的性差別主義

性犯罪神話を受容するかどうかには、社会的な性別（gender）に関する偏った態度の1つである両面価値的性差別主義（ambivalent sexism）²²⁾も影響を及ぼすと考えられる。性犯罪神話に関する先行研究ではしばしば性役割に関する変数が取り上げられてきたが（例えば小俣^{12,23)}）、両面価値的性差別主義はその中でもより新しい概念の1つである。

両面価値的性差別主義には、「敵意的」および「好意的」性差別主義の2つが含まれる²²⁾。前者は古典的な偏見の定義に該当し²²⁾、伝統的性役割に逆らう女性を軽視する²⁴⁾。後者は一見すると好ましいが、女性を伝統的なステレオタイプに当てはめることで女性の行動を制限することに繋がる²²⁾。敵意的性差

別主義が暴力を強制と支配の手段として用いるのに対し、好意的性差別主義は女性がジェンダーステレオタイプに従う限り、男性の攻撃からの保護を提供する²⁵⁾。しかし、好意的性差別主義を有している場合、飲酒や露出度の高い服装などステレオタイプに反する女性の側に性的攻撃の責任があると認識する可能性がある²⁴⁾。

両面価値的性差別主義と性犯罪神話の受容との関係を扱った研究は、従来からいくつか報告されている。たとえばChapleau et al.²⁴⁾は、女性に対する好意的性差別主義が性犯罪神話の受容と正の相関があったこと、女性に対する敵意のおよび好意的性差別主義が、男性による女性の支配を支持・正当化する態度と関連していたことを報告している。また、Lee et al.²⁶⁾は、韓国人を対象に両面価値的性差別主義が性犯罪神話受容に与える影響を調べ、敵意のおよび好意的性差別主義の両尺度において高得点であった場合、性犯罪神話を受け入れていたことを報告している。ただし、日本での研究は現時点でまだおこなわれていない。

1.5 本研究の視点と目的

本研究の目的は、性犯罪に関する知識と両面価値的性差別主義（敵意的、好意的）が性犯罪神話の受容／非受容に及ぼす影響を検討することである。仮説として、両面価値的性差別主義の敵意のおよび好意的性差別主義が性犯罪神話受容に正の影響を与え、また性犯罪に関する知識が乏しい者ほど性犯罪神話を受容すると予想する。

なお、本研究では上記の問題について、女性が被害者となるケースを念頭に検討する。男性も性犯罪の被害者になり得ることは言うまでもなく、冒頭で述べた法改正もその方向性を含んでいる。しかしながら、例えば令和3年版の犯罪白書²⁷⁾によると、令和2年度における強制性交等の認知件数は女性1,260件・男性72件であり、強制わいせつの認知件数は女性3,995件・男性159件であった。男性において被害認知の抑制がいつそう強く働いている可能性は否定できないものの、性犯罪は依然として女性が被害者になる場合の方が非常に多い。性犯罪に関する知識を直接に扱った先行研究がない現状もふまえ、本研究では女性が被害者となるケースを取り上げる。また、両面価値的性差別主義についても、本研究では女性に対する両面価値的性差別主義について検討する。女性だけでなく男性に対する態度について述べられている先行研究（例えばChapleau et al.²⁴⁾）もあるが、その数は多くない。また、女性に対する両面価値的性差別主義に関する先行研究の多くは、長らく男性優位であった時代による影響を示唆してい

る。これらのことから、女性に対する両面価値的性差別主義は根深い問題と考えられるため、本研究では女性に対しての性差別主義について取り上げる。

本研究で調査対象としている知識、態度は、ともに変容可能な要因であると考えられる。そこで、本研究の知見は性犯罪被害への誤った固定観念の低減に向けた介入の基盤になり得ると考える。なお、本研究では大学生を対象とする。大学生は、若者の性行動の実態として男女ともに性交経験率が高い層である。性犯罪神話受容の関連要因を明らかにすることで、若年者における性被害の問題への対策を検討するための一助になると考えられる。

2. 方法

2.1 調査対象者

医療福祉系X大学に通う大学生に対して授業前の時間を用いて質問紙調査をおこなった。大学生249名に調査票を配付し、163名分を回収した。そのうち、不同意ないし記入に不備があったものを除き、119名（男20名、女99名）分のデータを分析対象とした。

2.2 測定内容

2.2.1 性犯罪神話の受容

湯川と泊⁸⁾が大淵ら¹⁴⁾をもとに作成した性犯罪神話尺度を用いた。女性の性行動や性的欲求に対する誤った認識およびレイプや痴漢などの性犯罪を合理化する信念や態度をもつ程度を測定する尺度であり、「暴力的性の容認」「被強姦願望」「女性のスキ」「罪意識の希薄さ」「女性の性的欲求に関する誤認」の5因子各4項目、計20項目からなる（ただし「罪意識の希薄さ」は湯川と泊⁸⁾では信頼性が低く変数間の関係についての分析には使用されていない）。これらについて6件法（全くそう思わない：0点～非常にそう思う：5点）で回答を求めた。

2.2.2 性犯罪に関する知識

「性暴力に関する法律」「性暴力被害の実態」「性暴力被害が心身に与える影響」「性暴力被害後に周囲や被害者はどうすべきか」について正・誤で尋ねる20項目を独自に作成した。臨床心理学専攻の大学院生1名と同専攻教員1名の協議により、性暴力に関する一般知識²⁸⁾の3内容（「性暴力に関する法律」「性暴力被害の実態」「性暴力被害が心身に与える影響」）を参照しつつ、性暴力に関する各種の調査・書籍・パンフレット等に記載された内容をふまえて項目の作成をおこなった。

2.2.3 両面価値的性差別主義

宇井と山本²⁹⁾によるAmbivalent Sexism Inventory²²⁾の日本語版を用いた。「敵意的性差別主義」「好意

的性差別主義」の2因子各11項目、計22項目からなる^{†2)}。各項目について6件法（非常に反対：0点、かなり反対：1点、やや反対：2点、やや賛成：3点、かなり賛成：4点、非常に賛成：5点）で回答を求めた。

2.2.4 回答者の個人属性

回答者の個人属性として、年齢と性別をたずねた。

2.3 手続き

心理学関連の3つの講義時に、担当教員の協力を得て、授業に支障がないよう講義前の入室時に各自取ってもらう形で調査票等一式（説明文書、提出用封筒を含む）の入ったクリアファイルを配付した。調査対象者には文書および口頭での説明により同意を求めた。調査票は持ち帰って回答してもらい、専用封筒に封入のうえ、協力の有無にかかわらず翌週の同講義終了後に提出してもらった^{†3)}。なお、回答者の事情により翌週でなくその後提出された調査票も分析対象に含めた。

3. 結果

3.1 性犯罪に関する知識についての回答状況

性犯罪に関する知識について、項目別の正答率と

20項目全体及び種類別の記述統計量を確認した（表1）。正答率は概して高く、回答分布を確認したところ、全体では回答者の約9割が7割以上の項目について正答していた。なお、各項目の正答を1点として加算した全体および種類別の合計点についてt検定により平均値の男女差を検討したところ、有意なものみられなかった（ $t=0.08-0.60$, $df=117$, いずれも ns , Cohen の $d=0.02-0.15$ ）。

3.2 性犯罪神話および両面価値的性差別主義の尺度に関する検討

性犯罪神話および両面価値的性差別主義について、まずそれぞれの下位尺度の信頼性（Cronbach の α 係数）を検討した（表2参照）。性犯罪神話については、「罪意識の希薄さ」で値が極端に低く（ $\alpha=.14$ ）、湯川と泊⁸⁾と同じく以後の分析に使用しないこととした。「女性のスキ」については1項目を削除することで $\alpha=.59$ となったため3項目を採用した。なお「罪意識の希薄さ」を除く4因子合計での信頼性は高かったため、湯川と泊⁸⁾と異なりこれも変数として扱うこととした。両面価値的性差別主義については、「好意的」「敵意的」の両尺度ともに十

表1 性犯罪に関する知識の項目内容および各項目の正答率

内容および質問項目	正解	正解率
性暴力に関する法律（5項目、平均値=2.97, SD=0.72）		
現在の刑法における強制性交等罪には女性以外も被害者に含まれる	○	95
13歳未満との性交は本人の同意があっても罪に問われる	○	94
現在、強制性交等の時効はない	×	70
強制性交等と強制わいせつについて、被害者が訴えを起さなくても検察は事件を起訴できる	○	23
強制性交等罪では、加害者が暴行または脅迫をおこなってなくても罪に問える	×	16
性暴力被害の実態（6項目、平均値=4.24, SD=0.80）		
性暴力被害は夫婦間でも起こりうる	○	99
性暴力被害を受けたとしても、何度も性暴力に遭う人はほとんどいない	×	96
性暴力の被害者の被害の相談先としては「友人・知人」が最も多い	○	79
性暴力の加害者には「交際相手・元交際相手」の占める割合が最も低い	×	71
性暴力被害について誰にも相談しなかった人は半数以下である	×	64
強制性交等罪の検挙率は9割を超えている	○	14
性暴力被害が心身に与える影響（6項目、平均値=5.16, SD=0.75）		
性暴力被害後、被害者は被害のことがフラッシュバックすることがある	○	98
性暴力被害後、被害者の多くは被害をすぐに受け入れることができる	×	98
性暴力被害後、被害者は家族であればためらいなく会える	×	97
性暴力被害後、被害者の自殺企図・自傷行為との関連はないとされている	×	96
性暴力被害後、被害者は自分を責める気持ちがうまれることがある	○	92
性暴力被害後、被害者は多くの人と性的な関係を持つようになることがある	○	34
性暴力被害後に周囲や被害者はどうすべきか（3項目、平均値=2.76, SD=0.45）		
性暴力被害者に対して、周囲は被害を軽く見るような言動をおこなわない方がよい	○	96
性暴力被害者は周囲からの励ましなどの声かけによってさらに傷つくことがある	○	96
暴力被害後に病院や警察に行くときは一度シャワーを浴びるなど、身体をきれいにしてからの方がよい	×	84

20項目全体での合計正答数の平均値=15.13, SD=1.57.

分な信頼性が得られた。なお男女差のt検定では、表2に示すとおり性犯罪神話の「女性の性的欲求に関する誤認」のみが有意であり（男性>女性）、他の変数はいずれも有意ではなかった。

3.3 性犯罪に関する知識と両面価値的性差別主義の関係

本研究の目的は、すでに述べてきたように、性犯罪に関する知識と両面価値的性差別主義（敵意的、好意的）が性犯罪神話の受容／非受容に及ぼす影響を検討することである。そこで、この分析に先立ち、独立変数に相当する知識および性差別主義の相関関係を確認した（表3）。その結果、性犯罪に関する知識の種類別得点間では、「心身に与える影響」と「性暴力被害の実態」および「周囲や被害者がどうすべきか」との間に有意な正の相関が見られた。また、両面価値的性差別主義の2尺度間には有意な正の相関が認められた。知識と性差別主義との関連では、前者の種類別得点の1つである「心身に与える影響」

が「好意的性差別主義」と有意な負の相関を示したが、他に有意な相関は見られなかった。

3.4 性犯罪神話の受容に対する性犯罪に関する知識および両面価値的性差別主義の影響

性犯罪神話の受容に対する性犯罪に関する知識と両面価値的性差別主義の影響を検討するため、性犯罪神話の4下位尺度とその合計点をそれぞれ従属変数とする重回帰分析（強制投入法）をおこなった。

始めに、性犯罪に関する知識の合計点と両面価値的性差別主義の2尺度を独立変数として分析した（表4）。その結果、性犯罪に関する知識は、性犯罪神話の「被強姦願望」に対して有意な負の影響を与えていた。性犯罪神話に関するその他の得点に対しては、性犯罪に関する知識の影響は有意ではなかった。両面価値的性差別主義は、性犯罪神話に関する多くの変数と有意な正の関連を有していた。性犯罪神話の合計点と「女性の性的欲求に関する誤認」に対しては「敵意的性差別主義」「好意的性差別主義」の両

表2 性犯罪神話尺度と両面価値的性差別主義の信頼性係数と記述統計量、男女差

変数・下位尺度	α係数	Mean	SD	男性		女性		t [#]	d
				Mean	SD	Mean	SD		
性犯罪神話									
暴力的性の容認	.73	3.39	3.42	4.30	3.26	3.20	3.44	1.31	0.32
被強姦願望	.54	3.55	3.22	2.85	2.54	3.70	3.34	1.07	0.26
女性のスキ	.59	4.54	3.16	4.20	2.55	4.61	3.28	0.52	0.13
女性の性的欲求に関する誤認	.66	5.41	3.54	6.60	2.42	5.17	3.69	2.18*	0.41
性犯罪神話受容（4因子計）	.87	16.89	11.18	17.95	9.60	16.68	11.50	0.46	0.11
両面価値的性差別主義									
敵意的性差別主義	.80	21.20	7.23	2.06	0.51	1.90	0.68	0.98	0.24
好意的性差別主義	.80	19.12	7.47	1.92	0.74	1.70	0.66	1.34	0.33

「女性の性的欲求に関する誤認」では等分散性が満たされなかったため、Welchの検定をおこなった（df=39.48）。

* $p < .05$

表3 性犯罪に関する知識と両面価値的性差別主義の相関

変数・下位尺度	①	②	③	④	⑤	⑥
性犯罪に関する知識						
性暴力に関する法律	①	1				
性暴力被害の実態	②	.04	1			
心身に与える影響	③	-.01	.31**	1		
周囲や被害者がどうすべきか	④	-.05	.00	.24**	1	
合計点	⑤	.46***	.67***	.70***	.38***	
両面価値的性差別主義						
敵意的性差別主義	⑥	.03	.06	-.04	-.03	.01
好意的性差別主義	⑦	.08	-.01	-.19*	-.16	-.10

*** $p < .001$, ** $p < .01$, * $p < .05$

表4 性犯罪に関する知識（合計点）と両面価値的性差別主義を独立変数とする重回帰分析結果

独立変数 / 従属変数	暴力的性の容認	被強姦願望	女性のスキ	女性の性的欲求に関する誤認	性犯罪神話受容合計
性犯罪に関する知識（合計点）	-.04	-.21*	-.06	.06	-.07
両面価値的性差別主義					
敵意的性差別主義	.19	.28**	.31**	.35***	.34***
好意的性差別主義	.35***	.19	.17	.21*	.28**
R ² （調整済みR ² ）	.23 (.21)	.22 (.20)	.19 (.17)	.24 (.22)	.30 (.28)

*** $p < .001$, ** $p < .01$, * $p < .05$

表5 性犯罪に関する知識（種類別）と両面価値的性差別主義を独立変数とする重回帰分析結果

独立変数 / 従属変数	暴力的性の容認	被強姦願望	女性のスキ	女性の性的欲求に関する誤認	性犯罪神話受容合計
性犯罪に関する知識					
性暴力に関する法律	.02	.04	.04	.12	.07
性暴力被害の実態	.02	-.06	-.02	-.05	-.03
心身に与える影響	-.04	-.23*	-.05	.08	-.07
周囲や被害者はどうすべきか	-.09	-.10	-.09	-.07	-.11
両面価値的性差別主義					
敵意的性差別主義	.19*	.29**	.32**	.36***	.35***
好意的性差別主義	.33***	.14	.15	.19	.24*
R ² （調整済みR ² ）	.24 (.20)	.26 (.22)	.20 (.16)	.26 (.22)	.32 (.28)

*** $p < .001$, ** $p < .01$, * $p < .05$

方が、「暴力的性の容認」に対しては好意的性差別主義が、「被強姦願望」「女性のスキ」に対しては敵意的性差別主義の影響が認められた。

続いて、性犯罪に関する知識を種類別得点に置き換え、同様の分析をおこなった（表5）。その結果、性犯罪に関する知識の「心身に与える影響」が、性犯罪神話の「被強姦願望」に対して有意な負の影響を与えていた。性犯罪神話に関するその他の得点に対して、性犯罪に関する知識の影響は有意ではなかった。両面価値的性差別主義に関する結果は、先の重回帰分析と一部のみ異なっていた。すなわち、性犯罪神話の合計点と「暴力的性の容認」に対しては敵意的性差別主義と好意的性差別主義の両方が、「被強姦願望」「女性のスキ」「女性の性的欲求に関する誤認」に対しては敵意的性差別主義が、いずれも有意な正の影響を与えていた。

4. 考察

本研究の目的は性犯罪神話の受容／非受容に対する性犯罪に関する知識と両面価値的性差別主義の影響

を検討することであり、仮説として前者は負の、後者は2尺度（敵意的、好意的）とも正の影響を及ぼすと予想した。仮説の検証に先立ち、独自に作成した性犯罪に関する知識については正答数を、また全ての変数について男女差の確認をおこなった。以下ではまずこれらについて述べ、その後には仮説の検証結果を考察する。

4.1 性犯罪に関する知識

性犯罪に関する知識についてはほとんどの項目で正答率が8割を超えており、回答者の多くは性犯罪に関する知識をある程度有していたと考えられる。種類別の正答数では、「性暴力被害が心身に与える影響」「性暴力被害後に周囲や被害者はどうすべきか」の2種類で特に偏りのある結果が得られた。回答者は心理学関連の講義を受講しており、心身への影響や被害者に対する関わりについて想像がしやすかった可能性がある。看護者を対象とした片岡と堀内²⁸⁾の研究でも「性暴力被害が心身に及ぼす影響」では正答率が特に高かったことが報告されており、今回の結果には回答者の属性が影響している可能性

がある。

4.2 得点の男女差

t検定の結果、性犯罪神話の「女性の性的欲求に関する誤認」において有意な男女差（男性>女性）が見出された。先行研究では、女性よりも男性の方が性犯罪神話を受容していたことを報告するものがある^{23,30}。男性は女性の性心理や性行動について女性自身の認識とは誤った考えを抱いており¹⁴、自己中心的な観念・イメージ・思い込みが強いとそれを現実にしたという欲求から、相手を無視した性行動の許容性が高まることが示唆されている⁸。本研究の結果はこれらの指摘に沿うものである。

ただし、本研究では性犯罪に関する知識を含め、上記以外には有意な男女差が見出されなかった。この点は、前項で指摘した回答者の特徴が反映されている可能性がある。なお、男女差が見られなかった性犯罪神話に関する尺度の平均値は男女とも低めであり、全体として性犯罪神話を受容しづらい傾向があったと考えられる。

4.3 性犯罪に関する知識が性犯罪神話の受容に及ぼす影響

重回帰分析の結果、性犯罪に関する知識は合計点および「心身に与える影響」が性犯罪神話の「被強姦願望」に対して負の影響を及ぼしていた。「被強姦願望」のような極端な考えは偏って描かれたメディアの情報によってのみ直接的に形成され、友人・先輩との現実的な情報交換があれば防がれると考えられている⁸。それゆえ、性犯罪に関する知識を有している場合には「被強姦願望」のような極端な考えを否定しやすいのではないかと考えられる。

ただし、本研究の結果は、性犯罪に関する知識が性犯罪神話の受容と部分的には関連するものの、強い関係とは言い難いとも解釈し得る。性犯罪に関する知識とその影響に関して、現状では実証的なデータが乏しい。そのため、本研究の結果が方法的な問題、たとえば独自に作成した知識の項目内容や回答者の特徴、および回答それ自体の偏り（高い正答率）の故であるのかどうかは明確でなく、今後の検討が必要である。

4.4 両面価値的性差別主義が性犯罪神話の受容に及ぼす影響

重回帰分析の結果、敵意的性差別主義は性犯罪神話の「被強姦願望」および「女性のスキ」に対して有意な正の影響を及ぼしていた。敵意的性差別主義を有する人は、男性の地位を揺るがす影響を与えるような女性に対して敵対的な感情を抱くと考えられる。そのため、「被強姦願望」「女性のスキ」のような女性の立場を自身より下に置き、女性側に原因を

求めるような態度を受容しやすいと考えられる。

また、敵意的のみならず好意的性差別主義が、性犯罪神話の合計点に加え、「暴力的性の容認」および「女性の性的欲求に関する誤認」に対して正の有意な影響を及ぼしていた。「敵意的」「好意的」性差別主義の両方が性犯罪神話の受容に影響することは、複数の先行研究によって示されている^{24,30}。「暴力的性の容認」について、Chapleau et al.²⁴によれば、男性が高い地位や権力によって女性を守るべきであると考え、女性への性的攻撃行動を許すこととの関連を示している。また、Connor et al.²⁵は、支配者グループの最大の関心は、自身の優れた地位を維持しながら好意的性差別主義によって下位グループをなだめることであるとしている。そして、表向きは柔らかいピロードのような好意的性差別主義で女性をその場にとどめられない時、固い鉄のような敵対的性差別主義が出現すると述べている。敵意のおよび好意的性差別主義ともに、女性は伝統的な性役割を担うべきであるとみなしている。小俣²³によれば、伝統的性役割観の強い人は女性が強制的な性を望んでいるという考えが強いことが示唆される。これらのことから、敵意的性差別主義と好意的性差別主義はどちらも自身の地位を守り、女性を下位の地位に置いておきたいという考えがあるといえる。そして、都合よく女性の行動を捉えることによって、「暴力的性の容認」および「女性の性的欲求に関する誤認」を正当化している可能性がある。そのため、これらの性犯罪神話を受容している可能性が高いと考えられる。

4.5 本研究の示唆と今後の課題

以上のように、本研究の結果は、性犯罪に関する知識、特に「心身に与える影響」に関する知識が性犯罪神話受容の低減をもたらす可能性を示唆する。また、両面価値的性差別主義は敵意的な側面のみならず好意的な側面も含め性犯罪神話の受容に影響することが確認されたことから、このような偏った社会的態度の変容が性犯罪神話受容の低減をもたらす可能性があると言える。

本研究で得られた知見より、性犯罪やその被害に関する正しい知識を獲得する機会を増やすこと、また敵意的のみならず好意的な性差別主義という社会的態度があり得ることを認識してもらう機会を設けることが重要であると考えられる。従来から、性犯罪とその防止に関わる啓発的な情報提供はおこなわれているが^{31,32}、内容面を含め十分とは言い難いと考えられる。特に大きな限界は、関心の高い人以外はそのような情報に深く触れるには至らないと考えられることである^{†4}。様々な制約はあると思われ

るが、必修科目に代表されるような全員を対象とした授業内に組み込むことができれば望ましい。もちろん、そのための具体的なコンテンツの作成や効果検証の課題があることは言うまでもない。

なお、本研究で用いた性犯罪に関する知識を問うための項目は、独自に作成したものである。また、本研究の対象者は心理学関連の講義を受講しており、精神的な問題への関心が高かった可能性がある。これらの理由から、本研究で得られた結果を一般化することには限界があり、性犯罪に関する知識を問

う項目の内容について、また調査対象者の属性による影響について、引き続き検討する必要がある。さらに、本研究では女性が被害者となるケース及び女性に対する両面価値的性差別主義について検討した。しかし、緒言でも述べたように、男性が被害者となるケースや男性に対する性差別主義も重要な問題であると考えられる。そのため、今後は男性の被害や男性に対する両面価値的性差別主義についても視野に入れて検討していくことが求められる。

倫理的配慮

調査への協力は自由意思に基づいており、回答しないことによる不利益は生じないこと、結果は統計的に処理されるため個人が特定されることはないこと、得られた調査票およびデータは厳重に扱われること、調査への協力が得られない場合は白紙のまま提出することができ、回答を始めても途中で止めることができることを文書および口頭で説明した。なお、調査の実施に先立ち、川崎医療福祉大学倫理委員会の承認を得た（承認番号21-068）。

謝 辞

調査の実施にあたりご協力くださった先生方、回答してくださった学生の皆様に深く感謝いたします。なお、本論文は筆頭著者が令和3年度に川崎医療福祉大学大学院臨床心理学専攻に提出した修士論文にもとづくものです。ご指導ならびにご助言を賜りました同専攻の先生方に改めて厚く御礼申し上げます。

注

- †1) 本研究では小俣¹⁰⁾のレビューに準じ、これらを「性犯罪神話」と称する。ただし、先行研究の引用に際してはそこで使用されている表現に従う。
- †2) 原版においては「好意的性差別主義」についてさらに3つの下位尺度（因子）を含むとされるが、日本語版の作成には反映されていないため、本研究では「敵意的」「好意的」の2つの下位尺度によって得点化することとした。
- †3) 質問紙の回収時には、後述する「性犯罪に関する知識」を尋ねる項目に関する解答ならびに簡単な解説を付した資料を希望者に配布した。
- †4) 著者の所属大学にはセクシャリティに関する授業科目（性暴力を1単元を含む）が全学生の選択可能な教養科目の1つとして開設されており、水野³²⁾が示唆するように有意義な取り組みと考えられるが、2021年度受講者は在籍学生総数に対する比率では約1.5%にも満たない。

文 献

- 1) 日本学術会議:「同意の有無」を中核に置く刑法改正に向けて一性暴力に対する国際人権基準の反映―。学術の動向, 26, 110-111, 2021.
- 2) 波多野綾子:日本における性暴力に関する刑法改正と社会運動に関する一考察―国際規範の内面化の観点から―。アジア・ジェンダー文化学研究, 4, 73-86, 2020.
- 3) 警察庁:第4次犯罪被害者等基本計画。 https://www.npa.go.jp/hanzaihigai/kuwashiku/keikaku/pdf/dai4_basic_plan.pdf, 2021. (2022.1.1確認)
- 4) 市村眞一:被害者の二次被害避けるには一犯罪報道をめぐるアンケート調査から―。新聞研究, 541, 42-45, 1996.
- 5) 大岡由佳, 辻丸秀策, 大西良, ポドリヤク ナタリア, 藤島法仁, 末崎政晃, 津田史彦, 福山裕夫:犯罪被害者等の現状とその支援。久留米大学文学部紀要, 7, 43-56, 2007.
- 6) 加納尚美:フォレンジック看護学とは。加納尚美, 李節子, 家吉望み編, 日本フォレンジック看護学会執筆, フォレンジック看護一性暴力被害者支援の基本から実践まで―, 医歯薬出版, 東京, 2-10, 2016.
- 7) 内閣府男女共同参画局:男女間における暴力に関する調査(令和2年度調査)。 https://www.gender.go.jp/policy/no_violence/e-vaw/chousa/r02_boryoku_cyousa.html, 2021. (2021.12.27確認)
- 8) 湯川進太郎, 泊真児:性的情報接触と性犯罪行為可能性―性犯罪神話を媒介として―。犯罪心理学研究, 37(4),

- 15-28, 1999.
- 9) 稲本絵里, クマスノ ジェリー: 犯罪被害者に対する社会的偏見—強姦神話と犯罪被害の暗数との関連—. 上智大学心理学年報, 33, 33-43, 2009.
 - 10) 小俣謙二: 性犯罪神話研究の現状と展望. 小俣謙二, 島田貴仁編著, 犯罪と市民の心理学—犯罪とリスクに社会はどうかかわるか—, 北大路書房, 京都, 99-102, 2011.
 - 11) 小俣謙二: 性犯罪被害者に対する第三者の非難と心理的被害の過小評価に影響を及ぼす要因—被害者の社会的尊敬度と暴力的性に対する女性の願望に関する誤解—. 社会心理学研究, 29, 1-10, 2013.
 - 12) 小俣謙二: 知人レイプ被害者に対する第三者の態度を規定する要因—対処可能性と共感の役割—. 駿河台大学論叢, 48, 85-103, 2014.
 - 13) 嶋田有希: 性犯罪被害者に対する第三者からの非難と心理的被害の過小評価に影響を及ぼす要因の検討. ヒューマンサイエンス, 22, 78-82, 2019.
 - 14) 大淵憲一, 石毛博, 山入端津由, 井上和子: レイプ神話と性犯罪. 犯罪心理学研究, 23(2), 1-12, 1985.
 - 15) 吉川真美子: 女子のための「性犯罪」講義—その現実と法律知識—. 世織書房, 横浜, 2010.
 - 16) 吉田容子: 日本における性犯罪の被害実情と処罰にかかわる問題. 刑法雑誌, 54, 6-29, 2014.
 - 17) 田中亜紀子: 性犯罪規定改正に向けての一考察. 三重大学法経論叢, 34(2), 11-27, 2017.
 - 18) 齋藤梓, 岡本かおり: 性犯罪・性暴力被害者支援の特徴—支援者へのインタビュー調査から—. 目白大学心理学研究, 14, 31-43, 2018.
 - 19) 飯田敏晴, いたうたけひこ, 井上孝代: 日本の大学生における HIV 感染経路に関する知識と偏見との関連—性差に焦点を当てて—. 応用心理学研究, 35, 81-89, 2010.
 - 20) 谷口あや, 山根隆宏: 診断名の提示が自閉症スペクトラム障害に対するスティグマに及ぼす影響—知識との関連から—. 発達心理学研究, 31, 130-140, 2020.
 - 21) 奥山亜美, 宮本政子, 曾我部美恵子: セクシュアルマイノリティに対する看護学生1年生の実態調査. 関西看護医療大学紀要, 12, 31-43, 2020.
 - 22) Glick P and Fiske ST: The Ambivalent Sexism Inventory: Differentiating hostile and benevolent sexism. *Journal of Personality and Social Psychology*, 70, 491-512, 1996.
 - 23) 小俣謙二: レイプ被害者に対する大学生の態度を規定する要因—性役割観とレイプに対する認知—. 犯罪心理学研究, 51(1), 13-27, 2013.
 - 24) Chapleau KM, Oswald DL and Russell BL: How ambivalent sexism toward women and men support rape myth acceptance. *Sex Roles*, 57, 131-136, 2007.
 - 25) Connor RA, Glick P and Fiske ST: Ambivalent sexism in the twenty-first century. In Sibley CB and Barlow FK eds, *The Cambridge handbook of the psychology of prejudice*, Cambridge University Press, Cambridge, 295-320, 2017.
 - 26) Lee J, Ahn S and Kim H: Prediction of rape myth acceptance by the ambivalent sexism. 日本心理学会第74回大会発表論文集, 459, 2010.
 - 27) 法務省: 令和3年版犯罪白書—詐欺事犯者の実態と処遇—. <https://www.moj.go.jp/content/001363971.pdf>, 2021. (2022.2.2確認)
 - 28) 片岡弥恵子, 堀内成子: 看護者のもつ性暴力に対する態度と知識. 日本助産学会誌, 15, 14-23, 2001.
 - 29) 宇井美代子, 山本真理子: Ambivalent Sexism Inventory (ASI) 日本語版の信頼性と妥当性の検討. 日本社会心理学会第42回大会論文集, 300-301, 2001.
 - 30) Nisar S, Zafar K, Batool I, Ishfaq M, Fatima H, Fatima K and Arshad R: Ambivalent sexism towards women and acceptance of rape myths among university students. *Saudi Journal of Humanities and Social Sciences*, 6, 90-95, 2021.
 - 31) 井上恵美子: 身近な性的暴力. 橋本紀子, 田代美代子, 関口久志編, ハタチまでに知っておきたい性のこと, 大月書店, 東京, 119-129, 2014.
 - 32) 水野哲夫: 性と人権をめぐる現状・展望. 粕潤一, 佐藤明子, 水野哲夫, 村瀬幸浩著, ヒューマン・セクソロジー, 改訂新版, 子どもの未来社, 東京, 161-201, 2020.

(2022年5月9日受理)

Effects of Knowledge about Sex Crimes and Ambivalent Sexism on Accepting Sex Crime Myths

Nana KUNISHIDA and Yoshiharu FUKUOKA

(Accepted May 9, 2022)

Key words : sex crime myths, knowledge about sexual crime, ambivalent sexism, secondary victimization

Abstract

Sex crime victims often suffer from secondary victimization in addition to the crime. This study investigated the significance of lack of knowledge about sex crimes and ambivalent sexism in the causal background of the social acceptance of sex crime myths. We conducted a questionnaire survey with Japanese college students (N=163) on sex crime myths about women, knowledge about sex crimes, and ambivalent sexism toward women. We analyzed 119 valid responses. Multiple regression analyses indicated several significant effects of knowledge and sexism on accepting myths. Total and subscale scores of “physical and mental influences” of crime among knowledge about sex crimes contributed negatively to the concealed “desire for rape” subscale score of the sex crime myths. Hostile and benevolent sexism contributed positively to the total score and “accepting sexual violence” and “misunderstanding women’s desire” subscale scores of the myths. Hostile sexism also contributed positively to the “desire for being raped” and the “victim’s responsibility” subscale scores of the myths. These results suggest the significance of acquiring proper knowledge about sex crimes and changing ambivalent sexism. The findings of this study are constrained by specific limitations, including that most participants were psychology students in a medical and welfare university and using originally developed items to assess knowledge about sex crimes.

Correspondence to : Yoshiharu FUKUOKA

Department of Clinical Psychology

Faculty of Health and Welfare

Kawasaki University of Medical Welfare

288 Matsushima, Kurashiki, 701-0193, Japan

E-mail : fukuoka@mw.kawasaki-m.ac.jp

(Kawasaki Medical Welfare Journal Vol.32, No.1, 2022 57 – 66)